

# 被保険者のしおり

(契約概要・注意喚起情報)

詳細を見る



▶ 個人情報の取り扱いについて(2023P-C)

▶ 相談窓口(CSC-NCPI)

カーディフ生命からのお知らせ

カーディフ生命保険株式会社のHPを表示します。



カーディフ損保からのお知らせ

カーディフ損害保険株式会社のHPを表示します。



※カーディフ損害保険株式会社は、保険業法に基づき、カーディフ生命保険株式会社の業務を受託しています。

よくあるご質問

▶カーディフ生命

▶カーディフ損保

公式アカウント



友だち登録をお願いします!  
無料サービスはこちらから

ご加入プランの保障内容 団体ガン保険(契約概要・注意喚起情報)

●ご加入いただく保険契約の内容をご理解いただくために、特に重要な事項(契約概要)、ご注意いただきたい事項や不利益となる事項(注意喚起情報)について、ご説明しています。保障内容等についてご不明な点はカーディフ損害保険株式会社(以下「保険会社」といいます。)までお問合わせください。ラップ口座に関するお問い合わせは三井住友信託銀行までご連絡ください。

●ご加入にあたっては、この保険の目的がご自身の加入目的に合致しているかを被保険者となる方が、必ずご確認・ご了承のうえ、お申込みください。

●大切に保管してください。

❗保険契約のご加入をお断りした場合、あるいはラップ口座をご契約されなかった場合は、この保険契約の被保険者とはなりませんので、ご了承ください。

❗本保障の不成立を理由にラップ口座の解約を行った場合、解約金額が当初投資金額を下回る場合がございます。またラップ口座に関して生じた報酬等は返金いたしません。

❗団体保険における保険証券・加入者証の交付はございません。

●三井住友信託銀行のラップ口座には、保障サービス「人生安心パッケージ」が付帯されています。

「人生安心パッケージ」には、ラップ口座の新規契約、追加投資または運用資金待機コースからの運用再開の際に加入できます。ただし下記の場合は加入できません。  
[加入できない場合]

・ラップ口座の定時払戻を選択している場合は、加入できません。

・インターネットバンキングで申込みを行う運用資金待機コースからの運用再開の際は加入できません。

ご加入の際には、ラップ口座のご契約金額500万円を1口として、保障内容および保険金額をご選択いただきます。

・ご選択いただける保障内容：(加入期間の初日時点で満40歳～満65歳のお客さま)ガン保障、介護保障、傷害保障  
(加入期間の初日時点で満66歳～満80歳のお客さま)傷害保障

・保障内容につきましては、各保障の「被保険者のしおり(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。

## ご加入プランの保障内容を確認ください。

### 1 ガン

団体ガン保険(主契約)

引受保険会社：カーディフ損害保険株式会社

悪性新生物(ガン)で31日以上入院したとき▶1口あたり100万円をお支払い

#### 参考資料(ガンによる平均入院日数)

下表は、主なガンの種類別の平均入院日数の一覧です。

ガンの種類	平均入院日数
食道の悪性新生物	22.2日
胃の悪性新生物	22.3日
結腸の悪性新生物	16.3日
直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	16.6日
肝及び肝内胆管の悪性新生物	20.8日
胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	26.4日
気管、気管支及び肺の悪性新生物	21.1日
乳房の悪性新生物	15.4日
子宮頸(部)の悪性新生物	17.7日
子宮体(部)の悪性新生物	9.1日
子宮の部位不明の悪性新生物	17.4日
前立腺の悪性新生物	14.6日
白血病	33.2日

出典：厚生労働省「令和2年 患者調査」

## 団体ガン保険

カーディフ損害保険株式会社

### 契約概要

## 団体ガン保険の機能と目的

この保険契約は、銀行などの金融機関を保険契約者とし、金融機関にてラップ口座を契約されたお客さまを被保険者とする団体保険契約です。

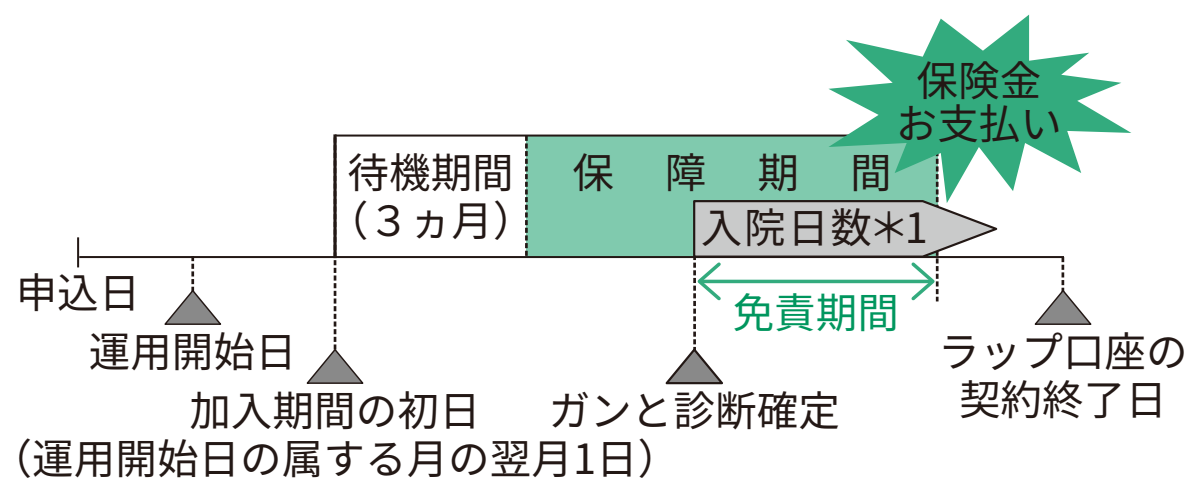
被保険者が、悪性新生物(ガン)の治療を直接の目的として一定の期間入院し、この保険契約の支払事由に該当した場合に保険金をお支払いするための保険です。

ご加入にあたっては、この保険の機能と目的がご自身の加入目的に合致しているかを必ずご確認ください。

## 商品のしくみ

### 用語の説明

被保険者	この保険の対象となる方（保障の対象となる方）をいいます。
保険金	ガン保険金をいいます。
保障期間	ご加入いただいた保険契約で保険会社が被保険者に対して保障する、待機期間満了日の翌日以後の期間をいいます。
ガンの診断確定	医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されることをいいます。 ❶病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、病理組織学的所見（剖検）、細胞学的所見、理学的所見（X線や内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見による診断確定も認められます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
悪性新生物（ガン）	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病をいいます。 ❶「上皮内ガン」はお支払いの対象とはなりません。「上皮内ガン」には、食道上皮内ガン、乳房・膀胱・尿路などの非浸潤ガン（非浸潤性乳管ガン、非浸潤性尿路上皮ガンなど）、大腸の粘膜内ガン、皮膚の悪性黒色腫の上皮内ガン等があります。詳しくは「対象の疾病について」をご覧ください。
保険金額の増額	「団体ガン保険 加入・増額申込書兼告知書」に記載した増額保険金額を、追加で加入することをいいます。
保険金額の減額	「減額申込書」に記載した減額保険金額を解除することをいいます。
最低保険金額	「団体ガン保険 加入・増額申込書兼告知書」に記載されています。



\*1 入院の合計日数のことです。

※保障終了後のラップ口座のお取扱いは金融機関等にご確認ください。

保険契約者	三井住友信託銀行株式会社
被保険者（保障の対象となる方）	上記の保険契約者でラップ口座を契約されたお客さま
引受保険会社	カーディフ損害保険株式会社 ※以下「保険会社」といいます。 東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスタワー9F
保険の種類（主契約）	団体ガン保険
保障開始日	保険会社は、「団体ガン保険 加入・増額申込書兼告知書」によりご加入を承諾した場合、ガン保障付のラップ口座の運用開始日の属する月の翌月1日をこの保険の加入期間の初日とし、加入期間の初日から起算する待機期間満了日の翌日から保険契約上の保障を開始します。 初めの申し込み以後に保険金額の増額をした場合は、その増額分の運用開始日の属する月の翌月1日を、増額分についての加入期間の初日とし、加入期間の初日から起算する待機期間満了日の翌日から、保険契約上の保障を開始します。
待機期間	3ヵ月 ❶「待機期間」とは、加入期間の初日から起算した所定の期間（上記）をいい、待機期間満了日以前にガンに罹患した場合は、保険金を支払いません。
最長継続期間	満70歳（71歳の誕生日を迎える前日） ❶「最長継続期間」とは、被保険者が保障を継続できる最長期間をいいます。
保障終了	次のいずれかに該当した場合、保障は終了します。 ●最長継続期間（71歳の誕生日を迎える前日）に達したとき ●ガン保障付のラップ口座の契約が終了（更新したときはその契約が終了）したとき（保障の終了日は、ラップ口座の契約終了日の属する月の末日となります。） ●ガン保障付のラップ口座の運用資金待機コースを選択したとき、ガン保障付のラップ口座の運用資金待機コースに移行したとき（プロフィットロック・ロスカットによる運用資金待機コースへの移行を含む）、定時払戻をご契約されたとき（保障の終了日は、運用開始日の属する月の末日となります。） ●保険金が支払われたとき（保障の終了日は、ガンの治療を直接の目的とする入院の合計日数が所定の免責期間の日数を超えた日となります。） ●ダイナースクラブカードの年会費無料サービスの申込をしたとき（保障の終了日は、切替申込書提出日の属する月の末日となります。） ●被保険者が亡くなられたとき ●保険契約者の事情により保障を終了するとき（金利の変動やその他諸事情により加入者の承諾なく保障を終了することがあります。） ●保険金額の減額により保険金額が最低保険金額を下回るとき（保障の終了日は、その減額をした日の属する月の末日となります。） なお、ラップ口座の契約終了事由以外で保障が終了した場合、ラップ口座の契約は継続されます。
保険料	保険契約者が負担します。
保険金請求時の連絡先	保険会社にご連絡をお願いします。
配当金	配当金はありません。
脱退による解約返戻金	脱退による解約返戻金はありません。

## 保険金が支払われる場合

保険金の種類	ガン保険金
保険金受取人	被保険者

## 保険金が支払われる場合

被保険者が待機期間満了日の翌日以後の保障期間中に、悪性新生物（以下「ガン」といいます。）に生まれて初めて罹患し、医師によりガンと診断確定され、ガンの治療を直接の目的とする入院の合計日数が所定の免責期間の日数を超えた場合に、保険金（ガン保険金）をお支払いします。

保障期間中に、ガンに生まれて初めて罹患し、ガンと診断確定され、入院を開始している場合、下記の事由の発生以後に、入院の合計日数が所定の免責期間の日数を超えたとしても保険金をお支払いします。

ただし、入院の合計日数が所定の免責期間の日数を超える前に被保険者の意思によりガン保障付のラップ口座を解約または保険金額の減額により保険金額が最低保険金額を下回る場合は、保険金をお支払いしません(ラップ口座の契約終了日到来時に更新しなかった場合を除く)。

●最長継続期間に達した

●ガン保障付のラップ口座の契約終了日（更新したときはその契約終了日）が到来した

●ガン保障付のラップ口座の運用資金待機コースを選択した、ガン保障付のラップ口座の運用資金待機コースに移行した、または定時払戻をご契約された

●保険契約者の事情により保障を終了した

❶ 医師による診断確定が待機期間満了日の翌日以後であっても、待機期間満了日以前にガンに罹患していた場合は、この保険契約は無効となり、保険金はお支払いしません。

❷ 「上皮内新生物（上皮内ガン）」は、お支払いの対象とはなりません。「上皮内ガン」には、食道上皮内ガン、乳房・膀胱・尿路などの非浸潤ガン（非浸潤性乳管ガン、非浸潤性尿路上皮ガンなど）、大腸の粘膜内ガン、皮膚の悪性黒色腫の上皮内ガン等があります。詳しくは「対象の疾病について」をご覧ください。以下、同じとします。

### 入院の合計日数について

「入院の合計日数」については次の点をご確認ください（以下、同じとします。）。

●ガン以外の事由による入院をし、その入院中にガンと診断された場合は、ガンの治療を開始したと保険会社が認めた日からガンの治療を直接の目的とする入院を開始したものとします。

●ガンの治療を直接の目的とする入院の退院日の翌日から180日以内にガン(別のガンを含む)の治療を直接の目的とする入院をした場合は、その入院を再入院とし、それらをあわせて入院の合計日数とみなします(図1)。

ただし、あらたな入院および再入院の退院日の翌日から180日を経過したあとに開始したガンの治療を直接の目的とする入院については、あらたな入院として取り扱います(図2)。

❶ ガンによる入院日数の目安として「参考資料(ガンによる平均入院日数)」をご覧ください。

図1：入院と再入院をあわせて「入院の合計日数」とする場合

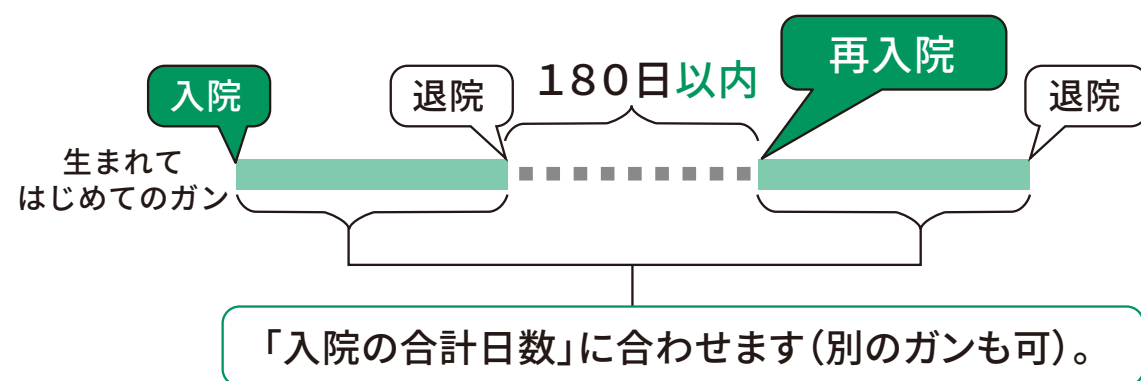
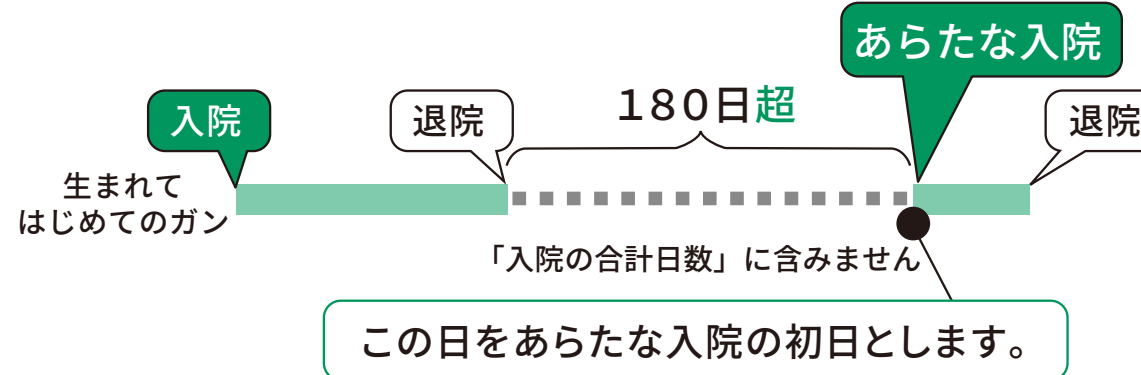


図2：あらたな入院として取り扱う場合



## 免責期間

30日

❶ ガンと診断確定され、ガンの治療を直接の目的とする入院の合計日数が所定の免責期間の日数を超えた場合に限り、保険金をお支払いします。

❷ 初めてガンと診断確定された場合は、保険会社が認めた日を診断確定日とします。診断確定日はガンの治療を直接の目的とする入院をしていたとみなし、これを免責期間の初日とします。なお、この免責期間の初日以外の実際に入院していない日は、入院の合計日数（免責期間）には含まれません。

❸ 免責期間の初日は、保障期間中にあることを要します。

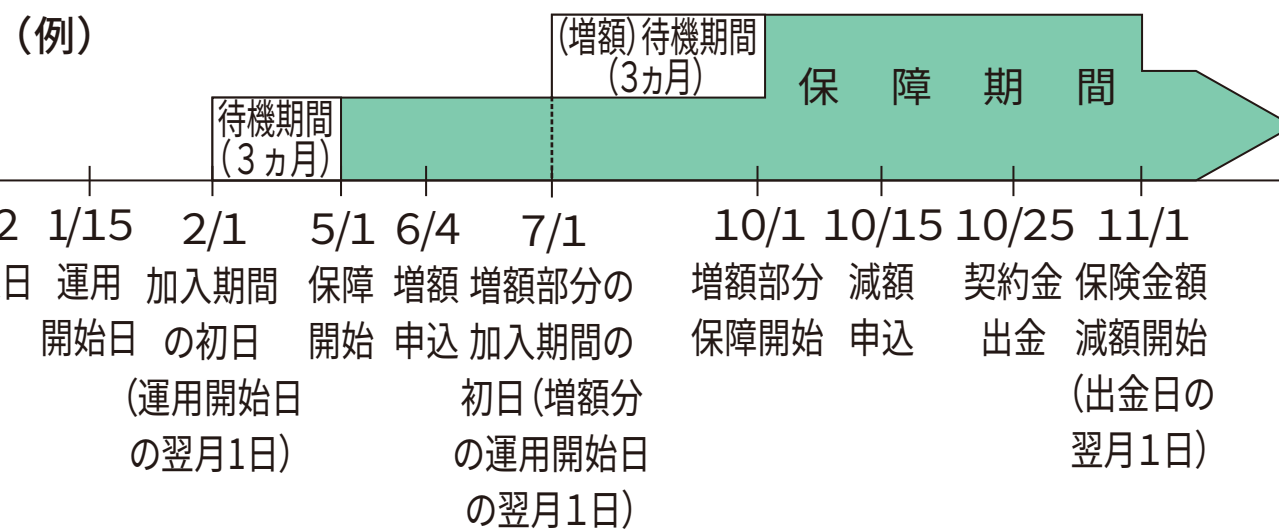
## 保険金額

1口(契約金額500万円)あたり、100万円

●保険金の額は、ガン保障付のラップ口座の契約金額に応じた、「団体ガン保険 加入・増額申込書兼告知書」に記載した金額とします。

●加入期間の途中で保険金額を増額した場合は、免責期間の初日（入院開始日等）の属する月の1日に保障を開始している保険金額となります。

●保険金額の減額をした場合は、その減額分の保険金額は、契約金の出金日の属する月の翌月1日から減額されます。（複数口の保障に加入しており、減額等により一部保障が終了する場合は、「減額申込書」の提出が必要です。）



❶ 保険金の額は、次の上限があります。

・同一金融商品におけるこの保険商品の保険金額を合計して1,000万円が上限金額（上限口数10口）

・同一金融機関等におけるこの保険商品の保険金額を合計して2,000万円が上限金額

上限金額を超える場合は、ご加入をお引受けできませんので、あらかじめご了承ください。

❷ 実際にお支払いする保険金の額は、免責期間の初日における金額となります。

ただし、入院の合計日数が所定の免責期間の日数を超える前に被保険者の意思によりガン保障付のラップ口座を解約または保険金額の減額により保険金額が最低保険金額を下回る場合は、保険金をお支払いしません（ラップ口座の契約終了日到来時に更新しなかった場合を除く）。

### 免責期間の初日

免責期間の初日とは、ガンの治療を直接の目的とする入院の初日です。ただし、入院より前にガンと診断確定されていた場合は診断確定日となります。詳しくは「免責期間」をご覧ください。

## 支払回数

保障開始日から終了までの期間を通じて、1回

❶ 保険金をお支払いした場合、この保険契約の保障は終了となります。

## 対象の疾病について

保険金の対象となる悪性新生物（ガン）とは、平成17年10月7日総務庁告示第1147号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠（2003年版）」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

## 対象となる悪性新生物の基本分類表コード

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性性器の悪性新生物	C51～C58
男性性器の悪性新生物	C60～C63
尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち、	
●慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
●本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうちランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

### 悪性新生物とは

「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 - 腫瘍学 第2版」または「国際疾病分類 - 腫瘍学 第3版」に記載された「新生物の性状を表す第5桁コード」が次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものとします。

新生物の性状を表す第5桁コード	
／3	悪性、原発部位
／6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	悪性、原発部位または転移部位の別不詳

#### ❶悪性新生物に該当しないもの

「悪性新生物」には、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、「悪性新生物」に該当しません。

#### TNM分類における0期

病期0期とは、癌が浸潤していない状態であり、上皮内癌の他、膀胱・尿路・乳管等で発生する非浸潤癌（非浸潤性乳管癌、非浸潤性尿路上皮癌など）も含まれます。

## 注意喚起情報

## 保険金が支払われない主な場合

- 待機期間満了日以前にガンに罹患していたために、この保険契約が無効になった場合は、保険金はお支払いしません。
- ガンの治療を直接の目的とする入院の合計日数が所定の免責期間の日数を超えなかった場合は、保険金はお支払いしません。
- ガンの治療を直接の目的とする入院の合計日数が所定の免責期間の日数を超える前に、被保険者の意思によりガン保障付のラップ口座を解約した場合は、保険金をお支払いしません（ラップ口座の契約終了日到来時に更新しなかった場合を除く）。

## 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約が解除されることがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として保険金の支払事由の原因を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ④保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力等に該当すると認められた場合
- ⑤「①」から「④」までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、「①」から「④」までの事由がある場合と同程度に保険会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

❶「①」から「⑤」までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生したその支払事由に対しては、保険金はお支払いできません。

## 契約の無効および取消し

次に掲げる事実があった場合は、ご契約が無効になることがあります。

- 保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約をした場合
- 待機期間満了日以前にガンに罹患していた場合

詐欺または強迫によって締結された場合は、ご契約が取り消されることがあります。

## 「告知」についての重要事項

被保険者には保険契約上重大なことがらについて、ありのままを正しく告知していただく義務があります。

## 告知いただく事項

- ご加入時または保険金額の増額時のお申込みにあたっては、現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態などについて書面でおたずねし、これらの内容にもとづいて保険契約をお引受けできるかどうか決めさせていただいております。

- 他の被保険者との公平性を保つため、健康状態などによってはご加入をお断りすることがあります。

## 告知の方法

告知は、指定された書面にご記入のうえ、これをご提出ください。口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

## 告知義務違反

告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、告知義務違反として保険契約を解除することがあり、保険金が支払われない場合があります。

## 預け替えの場合のご注意

他の保障付金融商品に預け替えをされる場合は、次の点に十分にご注意ください。

- 新規ご加入の場合と同様に告知義務があります。
- 告知内容によっては、あらたにご加入のお引受けができなかったり、告知をされなかったために告知義務違反として保険契約が解除となり、保険金が支払われない場合があります。

## 保険契約のお申込みの撤回等

- ❶この保険契約は金融機関等が保険契約者となる団体保険契約のため、保険契約の申し込みの撤回または保険契約の解除（クーリング・オフ）の適用対象となりません。加入申込後に、保障の種別を変更することはできません。

## 保険金の請求

被保険者が保険金が支払われる場合に該当されたときは、30日以内にお客さまから直接保険会社にご連絡をお願いします。

- ❶お客さまからのご請求に応じて、保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金のお支払事由に該当した場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合についてもすみやかにご連絡ください。

## 保険金請求書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）に、次の書類のうち保険会社が求めるものをご提出いただきます。

- 保険金請求書
- 保険会社の定める、ガンの診断の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書
- 保険会社の定める、入院日・退院日の記載を含む入院日数と入院の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書
- 被保険者の印鑑証明書
- 被保険者の戸籍謄本
- 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ❶この他、保険金のお支払いに必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類をご提出いただく場合があります。

## 代理請求人制度

被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、保険金の支払いを受けるべき被保険者に代理人がないときは、次のいずれかの方がその事情を示す書類をもってその旨を申し出ていただくことにより、被保険者の代理人として保険金を請求できます。

次の条件に該当する方にも、この保険の内容および代理請求人制度についてご説明ください。

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。）
- ②「①」の方がいない場合、または「①」の方に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③「①」および「②」の方がいない場合、または「①」および「②」の方に保険金を請求できない事情がある場合は、「①」以外の配偶者または「②」以外の3親等内の親族
- ❶代理請求された方に保険金をお支払いした場合は、その後被保険者からその保険金の請求を受けても重複してはお支払いしません。

## 保険金の支払時期

請求の手続きが完了した日を含めて30日以内に保険金の支払いに必要な確認を終え、保険金をお支払いします。

ただし、確認に特別な照会または調査が必要となり30日以内に支払いができないときは、その確認する事項と確認を終える時期を通知します。

- ❶正当な理由がなく、事故のご連絡がない場合、保険会社は、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。
- ❶被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含む）が所定の書類を提出されないとき、または提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違することを記載されたときは、保険金をお支払いできません。

## 相談窓口

### 引受保険会社が経営破綻した場合

万一引受保険会社が経営破綻した場合、保険金のお支払いが一定期間凍結されたり、破綻時の引受保険会社の財務内容により保険金の額が削減されたりする場合があります。保険金のお支払いは、損害保険契約者保護機構により保護されます。ただし、お支払金額が減額される場合等があります。詳細はカーディフ損害保険株式会社カスタマーサービスセンターまでお問合わせください。

### 指定紛争解決機関

カーディフ損害保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。カーディフ損害保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人保険オンブズマンに解決の申立てを行うことができます。詳細は下記保険オンブズマンのホームページをご覧ください。

一般社団法人保険オンブズマン TEL 03-5425-7963

受付時間9:00～17:00（12:00～13:00、祝日、年末年始等を除く月曜日～金曜日）

ホームページ <https://www.hoken-ombs.or.jp/>

### 引受保険会社への苦情・ご相談窓口

保障内容についてご不明の点やご請求についてのお問合わせは、下記にご連絡ください。

カーディフ損害保険株式会社 カスタマーサービスセンター

TEL 0120-223-628

受付時間 9:00～18:00（祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日）

保険契約へのご加入にあたっては、この個人情報の取り扱いについてご同意いただく必要があります。ご同意いただけない場合、この保険契約にご加入いただくことはできません。

## 個人情報の取得について

- 本契約/加入に際して「申込書兼告知書兼同意書」や「申込書兼同意書」等を使用、または他の方法（Webサイトで入力等の電磁的方法による場合を含む）により取得した個人情報は、当該書面に記載の保険契約者（協定により同一機関とみなした機関を含む）が取得します。保険契約者は、保険契約を締結する保険会社（共同取扱会社である生命保険会社および共同保険引受会社である損害保険会社を含みます。以下同じ）に個人情報を提供します。
- 医師の「健康診断結果証明書」や「診断書」等の提出をお願いした場合は、これらに記載の個人情報も同様です。なお、保険会社は、これらの書類を作成した医療機関等に対して当該書類の記載内容に関して質問し、お客様の保健医療等の機微（センシティブ）情報を取得する場合があります。
- 保険金・給付金等のご請求時に保険契約者や保険会社が取得した個人情報についても、同様に取り扱います。
- 保険契約の種類によっては、保険会社は、次のお取引内容に関する個人情報について、保険契約者から提供を受けこれを取得する場合があります。
  - ・ 保険契約の対象となるローン契約の返済額、返済日等
  - ・ 保険契約の対象となる保障付金融商品の契約金額、契約期間等
- 保険会社のWebサイトで入力いただく等保険加入の方法によっては、お客様の個人情報を、保険会社が取得する場合があります。
- 保険会社のWebサイトで入力いただく場合は、保険会社は、ご入力いただく個人情報にもとづいて、保険金額（借入額）および借入期間（保険期間）等の保険加入に必要な情報を保険契約者から取得します。

## 利用目的について

- 保険契約者が本保険契約の運営において入手する個人情報の利用目的は次のとおりです。
  - ・ 本保険契約の事務手続き
  - ・ 本保険契約の加入諾否結果をローンのお借入れや保障付金融商品のご加入に際し利用する場合があります。
- 保険会社が取得したお客様の個人情報の利用目的は次のとおりです。
  - ・ 各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
  - ・ その他保険に関連・付随する業務
  - ・ 保険会社関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
  - ・ 保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実等

## 機微（センシティブ）情報の取得、利用について

- 機微（センシティブ）情報である人種、民族、信条、門地、本籍地、保健医療、性生活、犯罪経歴、または労働組合への加盟に関する情報については、保険業法施行規則にもとづき、保険事業の適切な業務運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
- 保険会社は、これらの情報については、限定されている目的以外では取得、利用しません。

## 保険会社から保険契約者への個人情報の提供について

- 保険会社は、加入諾否結果等保険契約の運営に必要な情報を保険契約者に提供します。
- 保険契約者は、提供された個人情報を本保険契約の事務手続きのために利用します。また、本保険契約の加入諾否結果をローンのお借入れに際し利用することがあります。

## 再保険会社への個人情報の提供について

- 保険会社は、引受リスクを適切に管理するために再保険（再々保険以降の出再を含みます。）を利用することがあります。
- そのため、再保険引受会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いに利用することを目的として、当該業務遂行に必要なお客様の次の個人情報を再保険引受会社に提供することがあります。
  - ・ 氏名・性別・生年月日・保険金額等の保険契約内容に関する情報・当該保険契約に関する引受けおよび支払査定時に利用する告知書記載事項（電磁的方法による場合を含む）を含む保健医療等の機微（センシティブ）情報等・保険会社における支払結果

## 個人情報の継続利用について

- 今後、借入金額（保険金額）および借入期間（保険期間）や保障付金融商品の契約金額および契約期間等、お客様の個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。
- 引受保険会社は、今後、変更される場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

## 個人情報の共同利用について

- カーディフ生命保険株式会社が取得したお客様の個人情報は、個人情報を共同利用するカーディフ損害保険株式会社が取得・利用することがあります。
- カーディフ損害保険株式会社が取得したお客様の個人情報は、個人情報を共同利用するカーディフ生命保険株式会社が取得・利用することがあります。
- その際、保健医療等に関する機微（センシティブ）情報は、保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務上必要な範囲で取得・利用します。

## 保険会社における個人情報の取り扱いの詳細について

保険会社におけるお客様の個人情報の利用、管理およびそれらの目的等、取り扱い、共同利用についての詳細は、ホームページにて、ご確認くださいませ。

カーディフ生命保険株式会社

<https://life.cardif.co.jp/privacy/>

カーディフ損害保険株式会社

<https://nonlife.cardif.co.jp/privacy/>

保障内容についてご不明の点やご請求についてのお問い合わせは、下記にご連絡ください。

カーディフ損害保険株式会社  
カスタマーサービスセンター

通話  
無料

**0120-223-628**

受付時間9：00～18：00  
(祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日)

公式アカウント



友だち登録をお願いします!  
無料サービスはこちらから